

アルミニウム建築構造物製作工場審査・認定規程
および製作工場認定基準
を補足する細則

1. 主要な構造部材の外注
 - 1.1 一括外注の禁止
 - 1.2 溶接加工を含む主要な構造部材の外注加工について
 - 1.3 溶接加工を含まない主要な構造部材の外注加工について
 - 1.4 管理要領について
2. 製作実績

平成14年11月14日

平成23年4月1日 追記

アルミニウム建築構造協議会

1. 主要な構造部材の外注加工

趣旨

工場認定において、外注加工は製作工場にとって受注量と自社工場の生産量のギャップの調整(適切な操業率の維持)および施主側の納期などの変更への対応などから必要なものとして、適切な管理(自社製作と同等品質の確保)を条件として認めるものとする。

ただし、外注加工は管理が行き届かない場合、品質低下の要因となることもあるので、特に問題の多いと考えられる一括外注は禁止し、主要な構造部材の外注加工に対して管理要項を明確にし、さらに溶接のある場合は、品質確保の為に管理が非常に重要であることから管理要件を設け厳正に取扱うこととする。

接着ハニカムパネル(AHPと称する)工場認定に当たっては、接着工程は申請者の自社工場に限り、外注は認めない。

注) 主要な構造部材とは、構造耐力上主要な部分である柱、梁、小屋組およびブレース等に使用する部材をいう。(2次部材を除く。)

1.1 一括外注の禁止。

認定工場はアルミニウム建築構造物の主要な構造部材の製作・管理を他の製作工場に一括して請け負わせてはならない。

1.2 溶接を含む主要な構造部材の外注加工について

溶接を含む主要な構造部材は自社製作を原則とする。ただし、次の要件を満たす場合は外注加工を認める。

(1) 外注先および外注範囲を明記した文書により、外注元に対する発注者の工事管理者また、工事監理者の承認を得ていることとする。

(2) 外注先は、アルミニウム建築構造協議会認定の1類製作工場とする。または一般社団法人軽金属溶接協会(旧(社)軽金属溶接構造協会)の認定工場とすることができる。

(3) 外注元に溶接の施工管理能力の有る技術者[アルミニウム建築構造物製作管理技術者の有資格者のうち、一般社団法人軽金属溶接協会の溶接管理技術者(旧(社)軽金属溶接構造協会の溶接施工管理技術者)の資格を有する者]がいなければならない。

1.3 溶接を含まない主要な構造部材の外注加工について

溶接を含まない主要な構造部材は次に示すものをいう。

板材・押出材・鋳物・鍛造品の切断・孔明け加工・開先加工等の加工品など

1.4 管理要領について

(1) 外注するにあたって

① 外注先の工場の選定

材質・板厚・形状、溶接方法に応じた技術能力、加工設備のある工場を選定すること。

② 契約

仕様を明確にした契約書または注文書および明細書があること。

(2) 製作管理について

① 外注加工に関する管理要領書があり、当該工事の管理者が明確になっていること。

② 工作図、製作要領書を作成し、製作要領書に従って製作するように指導すること。

・ 外注先が工作図、製作要領書を作成する場合は、管理者が実検し承認すること。

- ・ 工作図、製作要領書に外注先(製作工場名)を明記すること。
- ③管理・検査記録を作成するよう指導すること。
アルミニウム材に関する製造記録、工程途中の管理記録、製品検査記録、溶接部の検査記録など。
- ④受入検査を行うこと。
材質、数量、形状・寸法、溶接部の検査確認を行うこと。
材質は製品証明書(材料検査成績書もしくはミルシート)、または原本相当規格品証明書により行うこと。

2. 製作実績

- 2.1 製作実績物件はアルミニウム建築構造物および、(1)から(8)に示すアルミニウム建築構造物に準じるアルミニウム構造物を対象とする。

ただし更新時の製作実績は、原則としてアルミニウム建築物を2件以上とする。AHP 製作工場においては、2件以上かつパネル製作が延べ500㎡以上とする。

- (1) 船舶の上部構造
- (2) 土木構造物(コンクリート型枠、水門、浮き桟橋、橋梁など)
- (3) 輸送関係構造物(鉄道車両、トラック、タンクローリーなど)
- (4) 圧力容器
- (5) 貯蔵用タンク、サイロ
- (6) カーテンウォール
- (7) サンプルーム
- (8) パネル屋根、庇
- (9) バスストップシェルター等

製作実績物件に該当するか否かについては、資格審査部会が審査を行い技術委員会が判定する。この場合当該工場は、アルミニウム建築構造物全体を製作することができる体制を速やかに整えることが可能であることを必須条件とする。このために、次の2点により審査を実施する。

①申請諸元表の別添資料3 工場配置図、別添資料4 組織図、別添資料5 品質管理組織図および別添資料7 製作工程図などは、建築構造物の製作を行う場合の計画について作成したものとす。

②工場実態調査の時に計画の審査、検証を行う。

- 2.2 外注加工を含む製作実績については、原則として外注元と外注先はそれぞれの製作分を計上し、双方でのダブルカウントはしないこと。

3. 制定

- 3.1 この細則は、平成13年10月15日に制定する。
- 3.2 AHP 製作工場に関する内容を平成23年4月1日から追加する。